

## 日本製ペレットストーブを海外へ輸出する際の必要要件

### 1 欧州地域

日本製ペレットストーブ（FF式）をEU加盟国内に輸出する場合には、CEマーキングの貼付が必須要件となります。CEマーキングは、ニューアプローチ指令の要求事項に適合した証として製品に貼付されるものです。ニューアプローチ指令は、欧州委員会がEU域内における製品流通の自由化を目的として、製品分野及び安全要求基準を規定したものです。

ニューアプローチ指令は、2005年12月現在で21の指令がだされており、その中でペレットストーブ（FF式）には、次の指令が適用されます。

指令	名称	対象
98/37/EEC	機械指令	工作機械、建設機械、検査機械、ロボットなど一つ以上の可動部を有する機器で、ほとんどの機械が対象となる
89/336/EEC	EMC指令	他の機器に電磁波妨害を与える可能性のある機器又は他の機器からの電磁波妨害により影響を受ける可能性のある機器
73/23/EEC	低電圧指令	AC50～1000V、DC75～1500Vの範囲内で使用されるよう設計された電気機器（特定電気機器を除く）

CEマーキングには、通知機関（欧州委員会に通知した機関）による認証を受ける第三者認証と製造業者、輸入業者などが自ら行う自己認証があります。なお、自己認証の場合には、厳しい自己責任が課せられます。

CEマーキングは、次のように行います。



注 文字の高さが5mm以上であれば、拡大・縮小が可能です。

なお、CEマーキングを貼付せずに輸出した場合には、通関時に拒否されます。また、安全規格に適合させないでCEマーキングを貼付したことが判明した場合、罰金、市場追放、懲役などの制裁を受けます。安全規格への適合に関する検査及び制裁措置は、加盟国によりその対応が異なります。

### 2 米国

日本製ペレットストーブ（FF式）を米国に輸出する場合、国際規格であるIEC（国際電気標準会議）規格及び米国のUL（米国保険業者安全試験所）規格に適合させる必要があります。

IEC規格では、家電製品の表示は、販売する国の言語である旨を規定しているため、ラベル、取扱説明書などは英文で記載しなければなりません。

また、ULの認証取得が必要となります。ULは民間機関ですが、米国では販売店・消費者などがUL認証を必須要件としている場合が多いため、事実上強制法規と同等の扱いがなされています。